

森林整備保全事業 工事共通特記仕様書

関東森林管理局

目次

第1章 総則(第1条～第21条)

適用範囲	1
保険の付保及び事故の補償に関する付則	1
安全施設及び監視員等	1
安全標示版	1
工事標示板の設置	1
治山事業標示板	2
特定建設資材の使用	3
技術者の配置	3
暴力団員等による不当介入の場合を受けた場合の措置について	4
ダンプトラック等による過積載等の防止	4
現場環境改善の実施	4
現場環境の整備(快適トイレ)	4
遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	6
地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について	6
熱中症対策に資する現場管理費の補正	6
情報共有システムについて	8
遠隔臨場について	8
デジタル工事写真の小黑板情報電子化について	8
施工計画書の作成	9
森林土木木製構造物暫定施工歩掛の使用について	9
航空レーザ測量データの活用について	10

第2章 材料(第22条～第24条)

工事材料の検査	10
木材	10
レディーミクストコンクリート	10

第3章 共通施工(第25条～第30条)

転石破碎	12
埋戻し	12
堤名板等の設置	12
昇降用階段	14
水平打継目	15

木材利用	15
第4章 各工種施工(第 31 条～第 44 条)	
重力式治山ダム上流側の堆砂	16
コンクリートポンプ工	16
型枠工	16
水抜管布設(円筒型枠)	16
ソイルコンクリート工	16
鉄筋コンクリート枠工	17
コンクリートブロック積(張)工	17
コンクリート水路工	17
鉄製伏工(緑化安定盤)	17
吹付工(モルタル・コンクリート)	18
特殊配合モルタル吹付工A、B	18
特殊配合モルタル吹付工C	19
植生基材吹付工	20
路面整正	20
第5章 各種様式	
(様式1)実績変更対象費に関する実績計画書	22
(様式2)実績変更対象費に関する変更実績計画書	23

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、「森林整備保全事業工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）1-1-1-2第1項（8）に定める仕様書として、標準仕様書による以外の共通的な一般事項及び特別工種（標準仕様書に定める以外の工種）について定めたものであり、これによりがたい事項及び個別事項は、別に定める特記仕様書によるものとする。

(保険の付保及び事故の補償に関する付則)

第2条 標準仕様書1-1-1-47第5項に記載の建設業退職金共済制度のほか、林業退職金共済制度も含まれるものとする。なお、受注者が中小企業退職金制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合においては、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。

(安全施設及び監視員等)

第3条 安全施設（落石防護工、その他防止施設等）は、現地の実態を把握し、主体工事に優先するなど適切な時期に仮設するものとする。なお、落石等の危険のある場合は必要に応じて監視員を配置し、災害防止に努めなければならない。

2 避難場所及び避難足場については、作業中の災害に対処できる安全な場所に仮設しなければならない。また、緊急災害時に活用できるよう、作業員に周知徹底を図らなければならない。

(安全標示板)

第4条 標準仕様書1-1-1-31第5項に定める立入禁止の標示は、次の規格、内容のとし、作業場所の見やすい箇所に設置するものとする。

（1）標示板の規格は、縦90cm、横180cmを標準とし、明瞭な表示とすること。なお、特に「立入禁止」等の文字においては、他の表示より強調し分かりやすくすること。

（2）標示の内容は、次の事項を具体的に記載するものとする。

- ①当該作業に従事する者以外の立入の禁止
- ②当該場所に立入る者の取るべき措置
- ③事故発生の措置
- ④安全用具、設備等の備付け場所
- ⑤作業主任者の氏名

(工事標示板の設置)

第5条 標準仕様書1-1-1-28第3項に定める工事標示板は木材を使用し、規格及び表示内容は次を標準とする。ただし、監督職員から別途指示のあった場合を除く。

（1）寸法は縦90cm、横180cm程度の横型又は縦140cm、横110cm程度の縦型とする。

（2）「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記する。

（3）標示内容は、次を標準とする。

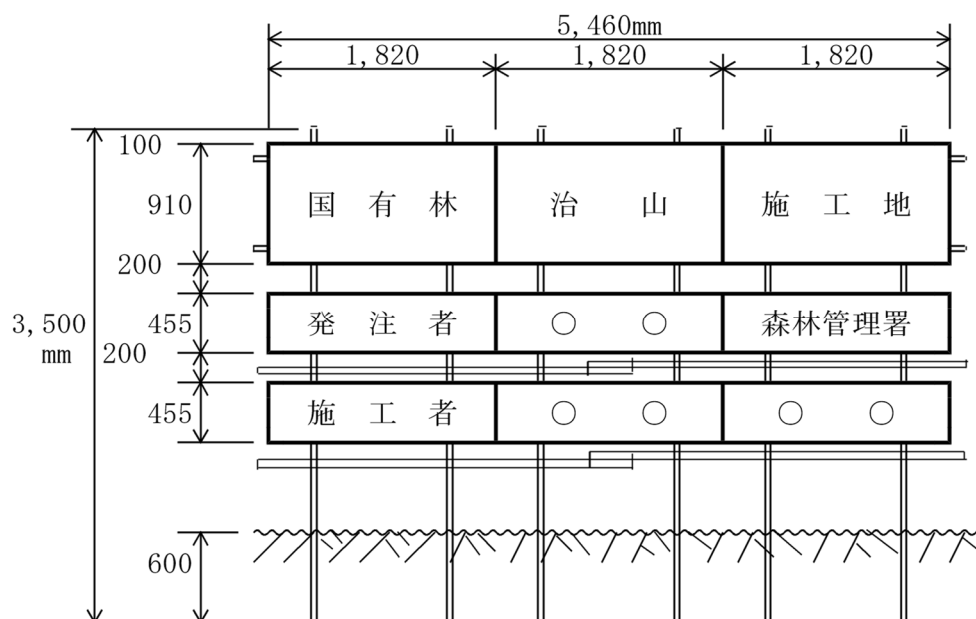
工事名	
工事場所	
工事期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
受注者	
現場代理人	
発注者	
監督職員	

※改元が行われた場合は適宜変更する。

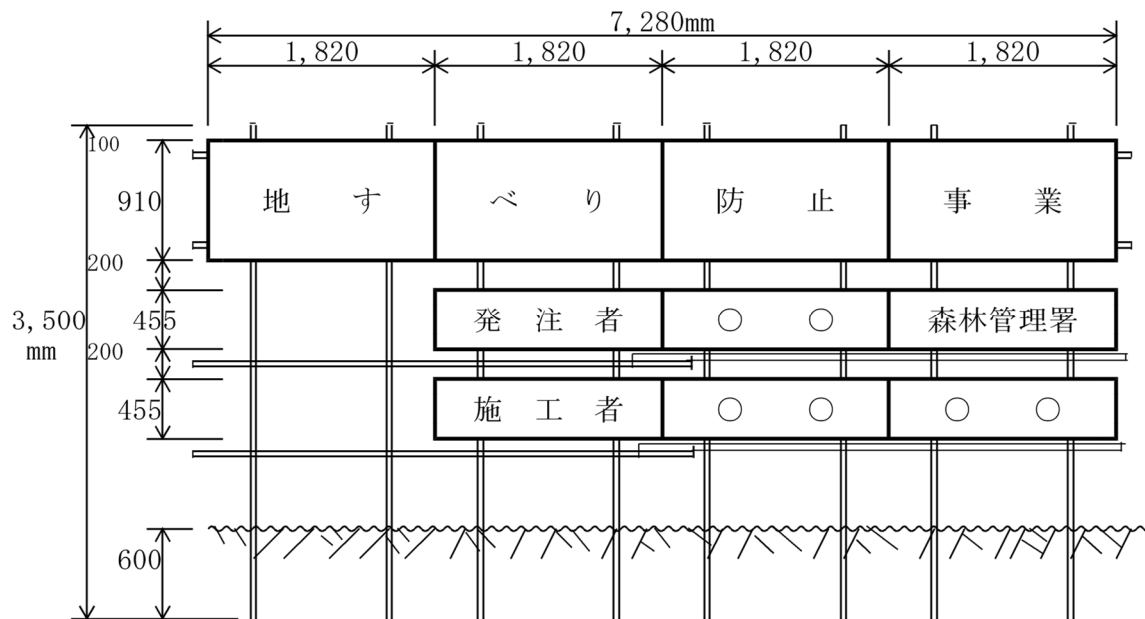
(治山事業標示板)

第6条 治山事業標示板を設置する場合は、PR効果のある場所に設置するものとし、規格及び記載内容は、次のものを標準とする。また、設置箇所等の選定に当たっては、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

(1) 一般の治山事業地



(2) 地すべり防止事業地



(3) ○○には森林管理署名、受注者名を記載する。

(特定建設資材の使用)

第7条 標準仕様書 1-1-1-19 に定める再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、請負金額500万円以上の工事であって、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材等）を使用する工事について当該計画書を作成のうえ監督職員に提出するものとする。

(技術者の配置)

第8条 受注者は、契約前に提出した競争参加資格確認資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。

2 受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって次のいずれかに該当するときは、監督職員との協議により主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐を途中交代できるものとする。

- (1) 病気、退職、死亡、その他の支出負担行為担当官等が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事の中止がなされ、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。
- (3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について)

第 9 条 暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

2 前項により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

3 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

(ダンプトラック等による過積載等の防止)

第 10 条 受注者は、ダンプトラック等を使用する場合、以下の事項を遵守し過積載等の防止に取り組まなければならない。

2 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

3 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

4 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

5 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。

6 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

7 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

8 2 から 7 のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(現場環境改善の実施)

第 11 条 受注者は、設計図書において現場環境改善費が計上されている場合には、原則として、各計上費目（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）ごとに 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を実施しなければならない。

2 実施する内容について、標準仕様書 1-1-1-4 条第 1 項に定める施工計画書の「(14)その他」に具体的に記載するものとする。

3 計上費目以外に現場環境改善に寄与すると受注者が判断するものについては、監督職員と協議のうえ、現場環境改善として実施することができる。

(現場環境の整備（快適トイレ）)

第 12 条 誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備については、監督職員と協議することとし、設置した場合は変更契約においてその整備に必要な費用を計上するものとする。

- 2 受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(18)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
（推奨する仕様、付属品）
- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場など）
- (18) 付属品等の木質化

- 3 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、第2項に記載の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

ここに記載の【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当(10,000円/月)を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

- 4 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本条項の対象外とする。

(遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について)

第 13 条 建設資材においては、設計図書に記載の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

(地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について)

第 14 条「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事实施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することとする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。
- 3 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式 1)を作成し監督職員に提出するものとする。
- 4 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、変更実施計画書(様式 2)及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書(様式 1)に記載された共通仮設費の計上額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書(様式 1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

第 15 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正工事の対象とする場合は、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行うものとする。

2 用語の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。

(2) 工期

工事着手から工事完成日までの期間とし、実際に現場着手した日から後片付けまでの期間とする。ただし、変更契約手続き上、後片付け期間までを対象期間とすることが困難な場合は、受発注者協議により別途定めた日を工事完成日として見なすことができるものとする。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 週休 2 日の取り組みを併用している場合の工期及び真夏日の考え方

熱中症対策に資する現場管理費率の補正を適用し、併せて週休 2 日にも取り組んでいる場合において、工期及び真夏日については以下のとおりとする。

ア. 工 期：週休 2 日にかかる現場閉所日は工期に含める

イ. 真夏日：週休 2 日にかかる現場閉所日は真夏日に含めない

(4) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期内の真夏日} \div \text{工期}$$

3 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

4 気温の計測方法等

(1) 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の気温の計測結果を用いることを標準とする。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 気温の補正方法

(1) の気温の計測結果（工事現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難しい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

$$\text{補正後の気温 (℃)} = \text{気温 (℃)} - \text{標高差 (m)} \times 0.6 / 100 \text{ (m)}$$

※補正後の気温は、小数点以下第 2 位を四捨五入して 1 位止めとする。

ただし、標高差 (m) = 工事現場の標高 (m) - 計測箇所の標高 (m)

(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること)

- 5 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- 6 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$

※補正係数：1.2

（情報共有システムについて）

第 16 条 情報共有システムの実施に当たっては次によるものとする。

- （１）情報共有システムの利用は、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※実施要領：https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-30.pdf

- （２）受注者は、発注者から運用上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。
- （３）費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれる。

（遠隔臨場について）

第 17 条 工事現場における遠隔臨場の実施に当たっては次によるものとする。

- （１）遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認、材料検査、立会等を行うものである。なお、遠隔臨場の実施に当たっては、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）によるものとする。

※試行要領：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-292.pdf

- （２）効果の検証、課題の抽出等を行うため、試行要領に基づき実施した工事を対象にアンケート調査を求められた場合は、これに協力しなければならない。詳細については監督職員の指示によるものとする。
- （３）本条の取組みの実施に対し、情報通信技術（ICT）への取組みにより「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「受発注者の事務負担の軽減」が図られるため、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。

（デジタル工事写真の小黑板情報電子化について）

第 18 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受発注者間協議によりデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する。）とすることができる。対象工事では、以下の（１）から（４）の全てを実施することとする。

(1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」と称する。）は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施（3）黑板」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していることとする。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/pdf/software202104.pdf>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

(2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施（3）黑板」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取り扱いは、森林整備保全事業工事写真管理基準に準ずるが、(2)に示す小黑板情報の電子的記入については、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施（6）」で規定されている画像編集には該当しない。

(4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に受注者は、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

(施工計画書の作成)

第 19 条 受注者は、競争参加資格確認申請時に技術提案書を提出した場合は、技術提案書を施工計画書に添付するものとする。

(森林土木木製構造物暫定施工歩掛の使用について)

第 20 条 標準仕様書 1-1-1-13「調査・試験に対する協力」において、同仕様書の各項に記載のある調査のほか、発注者の指示又は受注者の協議により森林土木木製構造物暫定施工歩掛を採用、施工した場合は、必ず歩掛等の検証のうえデータを記録し、発注者（監督職員経由）へ提出すること。

(航空レーザ測量データの活用について)

第 21 条 発注者が保有する資料等は、支障のない範囲で貸与若しくは閲覧できる。

なお、該当するデータの有無は発注者に確認すること。また、貸与された資料等は厳重に管理を行うとともに、目的外の利用は行わないこと。資料等の利用後は確実に返却または、データの廃棄等を行うこと。

保有する資料の一例は次のとおり

関東森林管理局が管理する航空レーザ測量データ

国土交通省国土地理院が管理する航空レーザ測量データ

第 2 章 材料

(工事材料の検査)

第 22 条 検査を受けて使用すべき工事材料（以下「指定材料」という。）は、別に定める特記仕様書のとおりとし、見本（J I S マークの表示）又は資料（製造会社の試験成績表、検査証明書等）を提出して、監督職員の検査に合格したものでなければならない。

2 やむを得ない理由により指定材料の検査ができなかった場合は、品質が適格であったことを証する工事写真、見本、資料等を提出して遅滞なく監督職員の確認を受けなければならない。

(木材)

第 23 条 標準仕様書 2-2-4-1 に定める木材については、次によるものとする。

(1) 間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。

(2) (1) の木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し、確認を受けること。

(レディーミクストコンクリート)

第 24 条 レディーミクストコンクリートの品質等については、下記によるものとする。

(1) 林道工事

構造物の種類	呼び強度 (N/mm ²)	粗骨材最大寸法 (mm)	スランプ (cm)
コンクリートウォール(無筋) 橋台コンクリート(無筋)	18-8-40	40	8
コンクリートウォール(鉄筋) 橋台コンクリート(鉄筋)	21-8-25(40)	25 又は 40	8
コンクリートブロック積(張) (胴、裏、基礎)コンクリート	18-8-25	25	8
非合成橋のスラブ (版桁、T 桁)	24-8-25	25	8
合成橋のスラブ	27-8-25	25	8

PC 桁中詰コンクリート	30-8-25	25	8
路面コンクリート	21-8-25 (40)	25 又は 40	8
横断溝基礎コンクリート	18-8-25	25	8
集水桝、標識の基礎 及び側溝等のコンクリート	18-8-25 (40)	25 又は 40	8
備考	1. 空気量は一般地域で 4.0%、寒冷地の場合 4.5%とする。 2. BB：高炉セメント 3. 呼び強度欄の()は、骨材寸法が無筋構造物の場合は部材の 1/4 を超える場合、鉄筋構造物においては部材の最小寸法の 1/5 かつ、鉄筋の最小水平あきの 3/4 を超える場合とする。		

- 注意 1 特注品として指定する場合は、別に定める特記仕様書に明示する。
- 2 コンクリートポンプ車打設の場合はスランプ 12cm 以下とすることができる。
- 3 上記に該当しない構造物等がある場合は、監督職員の指示による。

(2) 治山工事

構 造 物 の 種 類		呼び強度 (N/mm ²)	粗骨材最大 寸法 (mm)	スランプ (cm)
無 筋 コ ン ク リ ー ト	捨てコンクリート 均しコンクリート	18	—	—
	重力式治山ダム及び土留工、護岸工、流路工、帯工、水路工、間詰及び袖かくし、重力式橋台及び橋脚、道路付属物基礎、側溝、管渠、集水桝、笠コンクリート	18	40	5 又は 8
	コンクリートブロック（石）積（張）工の基礎、胴込及び裏込コンクリート、中埋コンクリート	18	20、25 又は 40	5 又は 8
鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	鉄筋コンクリート治山ダム及び土留工、擁壁工、法枠工、消波根固ブロック	21	40	8
	突桁又は扶壁付の土留工、擁壁工及び橋台・橋脚、法枠工、水路工、ボックスカルバート	21	20 又は 25	8
	鉄筋コンクリート橋、非合成床版	24	20 又は 25	8
	合成桁床版	27	20 又は 25	8
	プレテンション及びポストテンションプレストレストコンクリート橋	30	20 又は 25	8

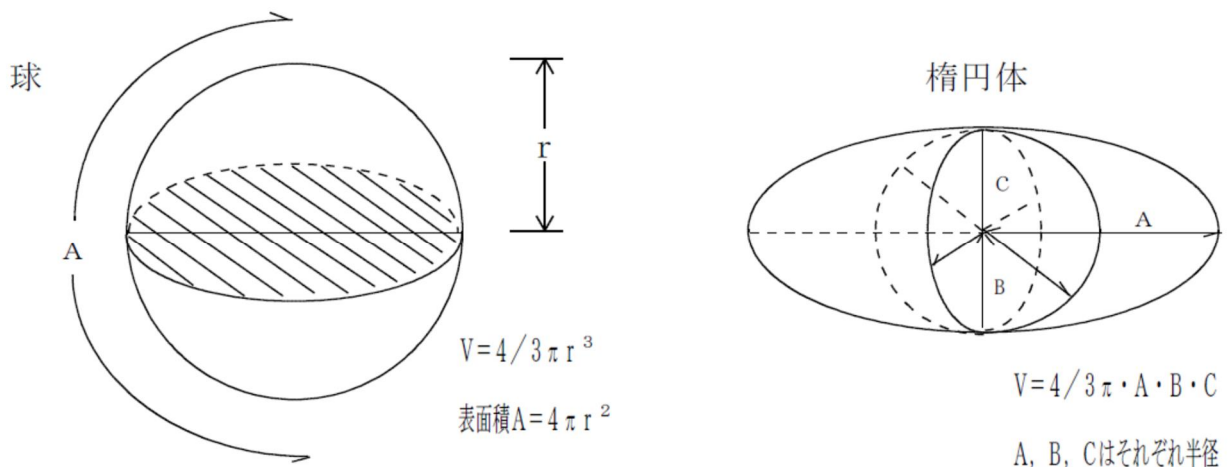
- 注意 1 上表に示された以外のコンクリート及び特殊なコンクリートを必要とする場合は別に定めるものとする。
- 2 構造物の配合が耐久性、水密性等の条件から決まる場合は別途定めることができる。
- 3 コンクリートポンプ車による圧送コンクリートの呼び強度は 18N/mm²、スランプは 8～12cm の範囲とすることができる。

- 4 特に気象条件が劣悪な場合、温泉作用が著しい場合（PH 6 程度以下）及びその他必要と認められる場合等は、水セメント比を 5 % 程度の範囲内で修正する。
- 5 間詰コンクリートは、本体コンクリートを準用する。
- 6 スランプは構造物の大きさ及び形、施工の難易によって決まるが、作業に適する範囲内で、できるだけ小さい値を採用する。
- 7 空気量は耐久性に大きく影響するので、品質管理においては最重点項目とすること。

第 3 章 共通施工

（転石破碎）

第 25 条 破碎を要する転石は、1 個ごとに寸法（三方向の径）を標示した記録写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。また、転石破碎の数量は、その形状により球又は楕円体公式を用いて求積するものとする。



（埋戻し）

第 26 条 設計図書等により特に定めのない間詰及び土留工については、構造物天端まで埋戻すものとし、埋戻しの地表面傾斜角は 10 度～35 度程度の勾配で地山になじむようにすりつけなければならない。

- 2 裏込め材の上部及び下部には、構造物天端からの浸水防止のための天端遮水層と、構造物背面に発生する水を有効に集排水するため導水遮水層を設けなければならない。遮水層は、水密性の高い良質な土砂（粘性土等）を用いてタンパにより締め固めなければならない。

（堤名板等の設置）

第 27 条 コンクリート及び鋼製ダム工（谷止、床固）の堤名板は、次のものを標準とし、下流側袖部又は袖天端（袖かくし等）付近の見やすい箇所に設置しなければならない。

（1）規格

構 造 物 の 体 積	規 格 寸 法
300 m ³ 未満	軽合金製品 A型 30×40×1.0cm
300 ～ 1,000 m ³ 未満	〃 B型 40×55×1.2cm
1,000 m ³ 以上	〃 C型 60×80×1.5cm

(注) 鋼製枠等は、鋼材 1 t 当たりコンクリート 40m³ に換算する。

(2) 標示内容

下記の内容を基本とするが、現場代理人、主任技術者（監理技術者）などの技術者の氏名を記載しても良いこととし、この場合は監督職員に届出ること。

令和 年度 〇〇沢 No.〇 〇〇谷止 関東森林管理局 〇〇森林管理署 施工 〇〇〇建設（株）	令和 年度（〇年災） 施設災害復旧事業 〇〇沢 No.〇 〇〇谷止 関東森林管理局 〇〇森林管理署 施工 〇〇〇建設（株）	令和 年度（〇年災） 災害関連緊急事業 〇〇沢 No.〇 〇〇谷止 関東森林管理局 〇〇森林管理署 施工 〇〇〇建設（株）
--	--	--

(3) 書体は楷書とし、改元が行われた場合は適宜変更する。

2 治山ダム工（谷止、床固）に準ずる規模の土留工及び林道工事における擁壁工については、前項に準じて名板を設置するものとする。

(1) 標示内容

令和 年度 〇〇※¹ No.〇 〇〇土留 関東森林管理局 〇〇森林管理署 施工 〇〇〇建設（株）	令和 年度（〇年災） 施設災害復旧事業 〇〇※¹ No.〇 〇〇土留 関東森林管理局 〇〇森林管理署 施工 〇〇〇建設（株）	令和 年度（〇年災） 災害関連緊急事業 〇〇※¹ No.〇 〇〇土留 関東森林管理局 〇〇森林管理署 施工 〇〇〇建設（株）
--	--	--

※ 地区名等を記載する。

3 集水井の標識板は次のものを標準として設置しなければならない。

(1) 規格・寸法

真ちゅう製 40×36×0.3cm

(2) 標示内容

下記の内容を基本とするが、現場代理人、主任技術者（監理技術者）などの技術者の氏名を記載しても良いこととし、この場合は監督職員に届出ること。

令和 年度 〇〇沢 No.〇 集水井 深さ〇〇m 直径〇m 集水〇〇孔 〇〇〇m 排水 〇孔 〇〇〇m 関東森林管理局 〇〇森林管理署 施工 〇〇〇建設（株）	令和 年度（〇年災） 施設災害復旧事業 〇〇沢 No.〇 〇〇谷止 深さ〇〇m 直径〇m 集水〇〇孔 〇〇〇m 排水 〇孔 〇〇〇m 関東森林管理局 〇〇森林管理署 施工 〇〇〇建設（株）	令和 年度（〇年災） 災害関連緊急事業 〇〇沢 No.〇 〇〇谷止 深さ〇〇m 直径〇m 集水〇〇孔 〇〇〇m 排水 〇孔 〇〇〇m 関東森林管理局 〇〇森林管理署 施工 〇〇〇建設（株）
---	---	---

（３）書体は楷書とし、改元が行われた場合は適宜変更する。

（昇降用階段）

第 28 条 治山ダム工（谷止、床固）の放水路直高が 1.0m を超える場合は放水路の立ち上がり部に次のいずれかを標準として取り付けるものとし、階段設置方法の選択に当たっては、あらかじめ監督職員と協議（設計図書に明示されている場合を除く）するものとする。

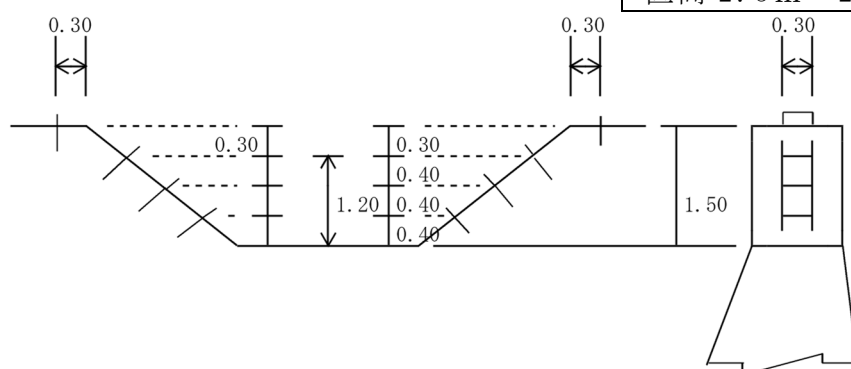
（１）昇降用金具（施工例）

使用材料：棒鋼（直径 19mm）又は同等の製品

設置方法：巾 30cm 程度に加工した棒鋼又は同等の製品を、直高 40cm 間隔に設置する。

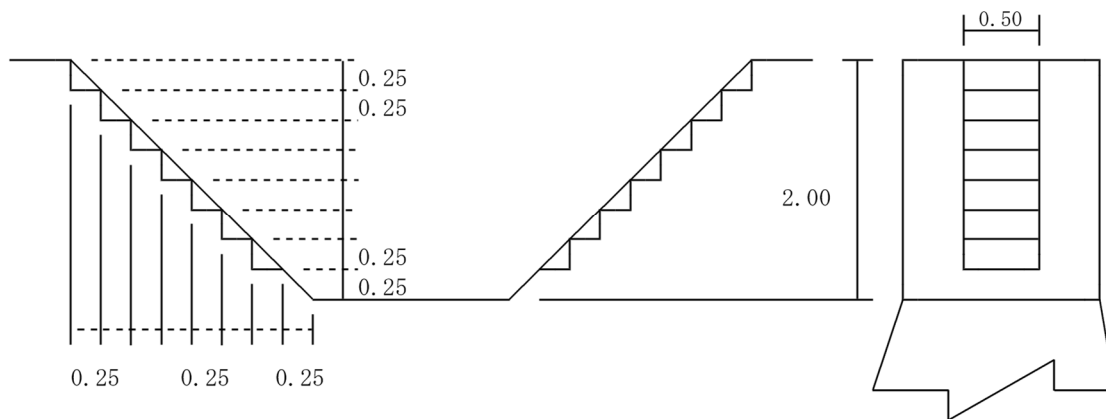
治山ダム工 1 基当たり標準設置数：

直高 1.1m～1.2m	6.0 本
直高 1.3m～1.6m	8.0 本
直高 1.7m～2.0m	10.0 本
直高 2.1m～2.4m	12.0 本
直高 2.5m～2.8m	14.0 本



（２）昇降用階段（施工例）

直高 25cm、巾 50cm、踏巾 25cm



体積控除

$$0.25\text{m} \times 0.25\text{m} \times 1/2 \times 0.50\text{m} \times 7 \text{ 段} \times 2 = 0.22\text{m}^3$$

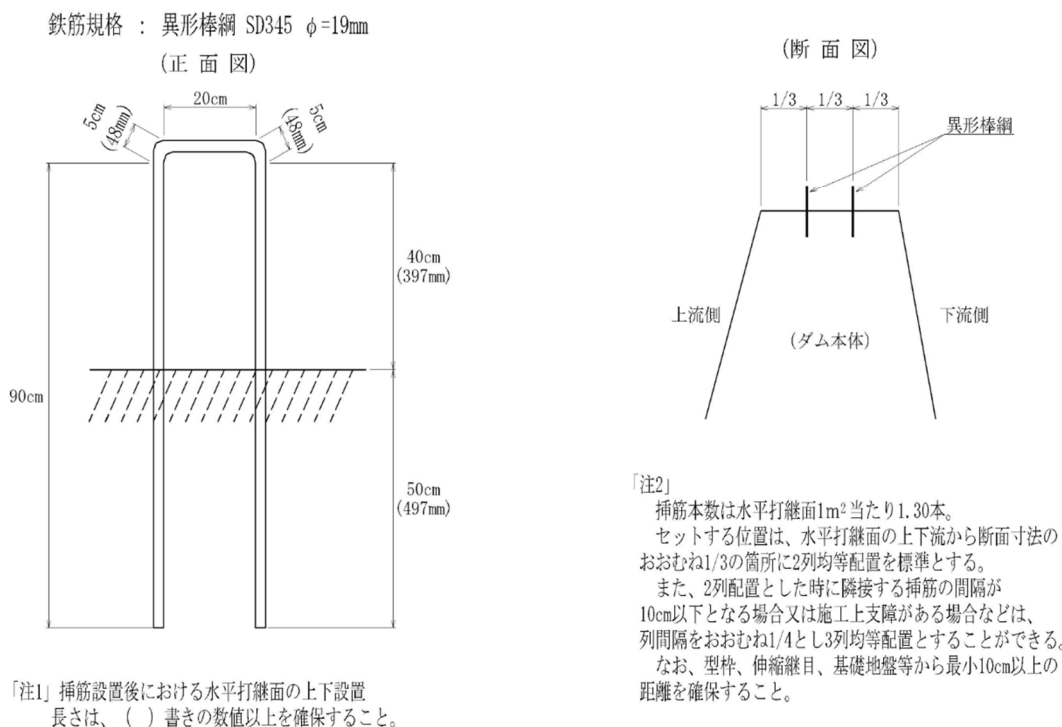
型枠面積

$$\{(0.25\text{m} + 0.25\text{m}) \times 0.50\text{m} + 0.25\text{m} \times 0.25\text{m} \times 1/2 \times 2 \text{ 箇所}\} \\ \times 7 \text{ 段} \times 2 = 4.38\text{m}^2$$

(水平打継目の補強)

第 29 条 治山ダム工（谷止、床固）の水平打継目を挿筋により補強する場合の仕様は原則として次のとおりとする。なお、補強の方法について設計図書に明示されていない場合には、監督職員と協議するものとする。

水平打継面挿筋仕様図



(木材利用について)

第 30 条 標準仕様書第 3-4-10-1 に定める仮設工については、現場事務所、標示板、排水溝、柵工等に木材を積極的に利用すること。

2 工事支障木、根株等の使用が可能な場合は有効に活用すること。

3 受注者は、本工事内で施工する構造物において、構造物の機能に影響を及ぼさない範囲で新たに木材の使用が見込まれる場合には、新たに技術提案として監督職員と協議することができるものとする。内容の妥当性、優位性が認められた場合には、変更契約等による対応も含め、工事成績評定における評価に反映させることとする。

4 受注者は、本工事における構造物及び仮設物、工事看板等に使用した木材使用量（ m^3 ）について、工事完成後、任意の様式に取りまとめ、実施内容の写真データと併せて、監督職員に提出するものとする。

第4章 各工種の施工

（重力式治山ダム上流側の堆砂）

第31条 重力式治山ダムは、上流側の堆砂圧が安定条件の重要な要素となるため、完成時まで、受注者は設計図書に示す上流側堆砂線まで土砂を埋め戻すものとする。

（コンクリートポンプ工）

第32条 コンクリートポンプ施工は、特に次の点に留意しなければならない。

- （1）治山ダム工における1リフトの高さは、0.75m以上、2.0m以下を標準とする。
- （2）沈降亀裂を防止するため1リフトの上層部の型枠内押え部材付近は、打設後1～2時間後、落ち着くのを待ってから軽く叩いてコンクリートに再振動を与えるものとする。
- （3）配管の長さは、できるだけ短くなるように据え付けるものとする。
- （4）初期の養生は、入念に行わなければならない。

（型枠工）

第33条 標準仕様書3-3-7-1に定める型枠は、特記仕様書に別に定める場合を除き、合板型枠又は木製の残置型枠とするものとする。

2 前項の合板型枠については、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材又は合法性・持続可能性が証明された木材を原料としたものとする。なお、間伐材を原料としたものや地域材（50%以上）を用いた合板型枠を積極的に使用するものとする。

（水抜管布設（円筒型枠））

第34条 型枠は、撤去し、適正に処理しなければならない。

（ソイルコンクリート工）

第35条 ソイルコンクリート工の施工は、次の点に留意しなければならない。

- （1）ソイルは自然乾燥したもので、5mmフルイを通過したものでなければならない。
- （2）ソイルの自然含水量を測定し、最適含水量に達する加水量を決定しなければならない。自然含水量は、1日1回以上測定しなければならない。
- （3）ソイルコンクリートの練り混ぜには、モルタルミキサーを使用しなければならない。ただし、監督職員の承諾を得て手練りによることができる。

- (4) 練り混ぜの順序は、ソイル、セメントを投入して練り混ぜを行い、さらに加水の必要があるものは加水して練り混ぜなければならない。バッチ練り上げ時間は、ソイル、セメントで2分、さらに加水する場合には、1.5分を標準とする。
- (5) ソイルコンクリートは、打設箇所に近い場所で練り混ぜ、打設直後十分締固めなければならない。新旧打継面は、旧コンクリートの表面を良く清掃し、その上に打継ぐようにしなければならない。
- (6) ソイルコンクリートは、打込み後、温度、乾燥、荷重、衝撃、などの有害な影響を受けないよう十分保護しなければならない。打込み完了後は、ただちに露出面をむしろ、シート等で覆い、散水し、常に湿潤状態を保つよう養生しなければならない。

(鉄筋コンクリート砕工)

第36条 鉄筋コンクリート砕工は、次の点に留意しなければならない。

- (1) 基礎と方角材との取り付けを緊密にするため、基礎に取り付けボルトを埋め込み、順次積み重ねていく。
- (2) 基礎と方角材の連結は、ボルト（直径 16～19mm）を用い、中間継手は連結ソケットで緊結するものとする。
- (3) 中詰玉石の径は、20cm 内外の硬質耐久的なもので、大小混交して充填するとともに、上・下流面については、方角材の空間に張石状に配列するものとする。

(コンクリートブロック積（張）工)

第37条 コンクリートブロックの品質規格及び製造工場の品質管理状況についての資料は、監督職員の要求に応じて提出するものとする。

(コンクリート水路工)

第38条 布製型枠材を用いる水路工の施工は次の点に留意しなければならない。

- (1) 床造りは、河床部法面、天端、小段及び張出部施工面上に石塊、木根等が突起しないように仕上げなければならない。
- (2) 型枠の固定は、敷設上方端部から、一定の距離に支持杭を設け、これに単管を鉄線で固定し、所定の位置にレバブロック等を取り付け、マット収縮分をたるませながら単管とマットを鉄線で固定しなければならない。
- (3) モルタル又はコンクリートの注入は、敷設順に低い位置、構造物に近い位置の注入口から注入し、1日の注入量等を十分に考慮して打継ぎのでないように注意しなければならない。
- (4) モルタル又はコンクリートの締固は、混合水が表面に滲水するまで、足で良く踏み固めなければならない。打設後は表面を洗浄し、通常のコンクリート養生をしなければならない。

(鋼製伏工「緑化安定盤」)

第39条 鋼製伏工の施工は、次の点に留意しなければならない。

- (1) 緑化安定盤は、伏設斜面に良く密着するよう止脚を活用して伏設しなければならない。

- (2) 緑化安定盤の上下、左右の連結は接続継手を安定盤の目にかけることにより行い、さらに左右は鉄線を用いて2箇所以上を緊結しなければならない。
- (3) クリップアンカーは、伏設斜面に直角に打込み、頭部まで貫入させなければならない。
- (4) 伏設作業にあたって生じる土壌は伏設箇所の上部から凹部に埋戻し、植生の発芽床に活用できるよう伏設斜面に留める方法で施工しなければならない。

(吹付工 (モルタル・コンクリート))

第40条 吹付法面の最下端部で雨水による洗掘の恐れのある場合は、その防止処置をしなければならない。

- 2 練り混ぜは機械練りとし、材料を充分練り混ぜた後に吹付けなければならない。
- 3 出来形には、吹付量、接着強度、圧縮強度、圧縮強度用供試体の設置箇所、標準地 (アンカーピン、金網張り) の選定箇所を記入するものとする。

(特殊配合モルタル吹付工 A、B)

第41条 特殊モルタル吹付工の A、B の種別は設計図書によるものとする。

- 2 吹付工に使用する材料の品質規格については、標準仕様書第2章によるほか、設計図書によらなければならない。
- 3 特殊セメントは、防湿的な方法で貯蔵し、貯蔵中少しでも固まったものは吹付に用いてはならない。
- 4 変色した混合液を用いてはならない。
- 5 金網張りは、要所をアンカーピンで固定し継目を結束しながら、網目を縮めないよう張り下げるものとする。亀甲金網は、重ね張りで重ねしろは10cm以上とし、結束間隔は30cm以内とする。
- 6 練り混ぜてから吹付けの終了までの時間は、温暖で乾燥している時で30分、低温で湿潤な時でも60分を超えてはならない。
- 7 吹付作業はノズルを法面に直角となるよう保持し、法面との間隔は、厚吹き (点状吹き、筋吹き) のとき20cm程度、平均厚吹き、まぶし吹き のとき60cm程度で吹付け、法面上部から順次下部に向かって法面全体を連鎖一体化するようしあげなければならない。
- 8 吹付量測定及びアンカーピン、金網の標準地は、次の割合で適切な箇所に設置し、測定するものとする。

(1) 吹付量測定用供試体

区分 施工面積	施工管理用	適用
	500m ² 程度	6 個以上 ヤシマット供試体 (10cm×10cm)

(2) アンカーピンの設置ならびに金網の張り方、継目及び結束間隔の標準地

区 分 施工面積	施工管理用	適 用
300m ² 程度	1 箇所以上	1 箇所 2×2 m

(特殊配合モルタル吹付工C)

第 42 条 吹付工に使用する材料の品質規格については、標準仕様書第 2 編によるほか、設計図書によらなければならない。

- 2 金網張りを併用して施工する場合は、重ね合わせ張りで、重ねしろは編目の 2 倍以上、結束間隔は 30cm 以内とし、移動しないよう要所をアンカーピンで固定し、張り下げるものとする。
- 3 練り混ぜてから吹付けが終了するまでの時間は、温暖で乾燥しているときでも 1 時間、低温で湿潤のときでも 2 時間を超えてはならない。
- 4 吹付けは、水洗清掃後、法面がほぼ乾燥した時点で第 1 回吹付を行い、降雨時、強風時、乾燥の激しい時、気温の低い時は注意して吹き付けなければならない。
- 5 吹付の第 1 回目は、岩石の亀裂あるいは破碎された岩盤の隙間に充分ペーストを吹付注入し、第 2 回目は、相互の岩石の隙間に充分吹き付け、法面全体を一体化した強固なものに仕上げなければならない。
- 6 品質管理、施工管理は次によらなければならない。
 - (1) 吹付量は、各材料の使用量を確認し、設計吹付量以上でなければならない。
 - (2) 施工前にあらかじめ標示してある岩石の割れ目に沿ってさく孔し、吹付注入状態を確認するものである。
 - (3) 吹付量を確認するため、吹付時に検測用ピン（釘）を次のような割合で適切な箇所に設置し測定するものとする。

区 分 施工面積	施工管理用	適 用
500m ² 程度	15 個以上	7 号～8 号 100mm～150mm

(4) アンカーピン、金網の標準地は、次のような割合で適切な箇所に設置し測定するものとする。

区 分 施工面積	施工管理用	適 用
300m ² 程度	1 箇所以上	1 箇所 2×2 m

(植生基材吹付工)

第 43 条 植生基材吹付工に使用する材料の品質・規格については、標準仕様書第 2 編によるほか、設計図書によらなければならない。

2 金網張りは、原則として菱形金網の重ね合わせ張り（重ねしろ、編目の 2 倍以上、結束間隔 30cm 以内）とし、生育基盤材滑落防止、使用植物根系の絡みつきのためアンカーピンを適宜に使い分け、法面になじみよく布設しなければならない。

3 吹付に使用する材料は、緑化に有害な不純物を含まないものを使用しなければならない。

4 法面が著しく乾燥している場合は、法面に散水して適度な湿潤状態にした後、吹き付けなければならない。

5 吹き付けにあたって吹き付け圧力によって法面を荒らさないようノズルの角度、距離、吐出量等に注意し、均等にむらなく仕上げなければならない。

6 生育基盤材の吹き付け回数は、2 回吹き付けを標準とし、現場条件を勘案して、所定の吹付厚を確保するよう吹き付けなければならない。

7 品質管理、施工管理は次によらなければならない。

(1) 吹付量は、各材料の使用量を確認し、設計吹付量以上でなければならない。

(2) 吹付厚の測定及びアンカーピン、金網の標準地を次のような割合で適切な箇所に設置し、測定するものとする。

「吹付厚」

区 分 施工面積	施工管理用	適 用
	500m ² 程度	3 箇所以上 1 箇所 2×2m

「アンカーピンの設置並びに金網の張り方、継目及び結束間隔の標準値」

区 分 施工面積	施工管理用	適 用
	300m ² 程度	1 箇所以上 2×2m（標準地）

(路面整正)

第 44 条 路面整正の仕上げは、直線部では水平若しくは路面の中央から横断勾配 4 %程度を、また曲線部では曲線の内側が低くなるよう片勾配を付け、仕上げることを原則とする。

2 整正により削りとった砂利類は、路盤の軟弱箇所及び凹部箇所に敷均すとともに、車両の通行により散乱しないように仕上げなければならない。

3 施工により車両の通行及び路体の保全上支障となるものは、適当な場所に処理しなければならない。

整正により路面に浮上した玉石等で車両の通行に支障となるもの。

崩土、草木類等路面、路盤に不適なもの。

- 4 施工により誤って側溝を埋めた場合は原状に回復するものとし、路肩部は路面横断の横断排水に支障とならないよう、必要に応じて溝切等を行うなど適切な処理を行わなければならない。
- 5 降雨・降雪時に作業を行うことによって路面、路盤が軟弱化して安全上悪影響を及ぼすおそれのあるときは作業を行ってはならない。
- 6 写真は0.5kmごとに、施工前、施工中、施工後の写真を撮影する。

第5章 各種様式

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

費用		費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む。）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料及び燃料費等を含む。）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助及び交通費	
	小計			
合計				

様式 2

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費用		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上 費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊 費	労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働 者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む。）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料及び燃料費等を含む。）			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集 及び 解に す 費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当			
		賃金 以外 の事 通等 要 る 用	労働者の食事補助及び交通費			
	小計					
合計						